

目標：自殺者を限りなく少なくする

計画の趣旨

- 「釜石市自殺対策アクションプラン」を策定し、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係施策との有機的連携を図りながら、地域全体で自殺対策に取り組み、「生きることの包括的支援」を推進していく。
- ※平成28年に施行された改正自殺対策基本法により、全ての都道府県、市町村が地域自殺対策計画の策定が義務付けられた。

計画の位置づけ

- 自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定
- 釜石市復興まちづくり基本計画「スクラムかまいし復興プラン」の基本目標2「絆とささえあいを大切にするまちづくり」に位置づける。
- 岩手県自殺対策アクションプラン、釜石地域自殺対策アクションプランと整合性を図る。

計画の期間

- 平成31年から平成35年までの5年間
- 国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直しされることから、これに対応できるよう計画推進期間を5年間とする。

自殺対策をめぐる最近の主な国の動向

- 平成28年4月：自殺対策基本法の一部改正
 - ・地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策へと転換
 - ・都道府県、市町村に自殺対策計画の策定を義務付け
- 平成28年4月：自殺対策が内閣府から厚生労働省に移管
- 平成28年4月：「自殺予防総合対策センター」が「自殺総合対策推進センター」に改組、機能強化
- 平成29年7月：新たな自殺総合対策大綱が閣議決定

釜石の現状 ① ～自殺統計から見える4つのポイント～

- ① 平成25年以降は10人未満となり横ばい
- ② 「男性・60歳以上・無職」「女性・60歳以上・無職」が自殺のリスクが高い対象群
- ③ 自殺の原因、動機は、「健康問題」「家庭問題」「経済・生活問題」が多い。
- ④ 自殺未遂歴があった人の割合は、全国、県と比べて高い。

釜石の現状 ② ～住民意識調査から見える10のポイント～

- ① 現在の暮らし向きの状況は2極化の傾向
 - ・「みなし仮設」「復興公営住宅」⇒暮らし向きが苦しい傾向
 - ・「仮設住宅」「震災前からの自宅」「震災後自宅再建」⇒普通、良い傾向
- ② 睡眠で困っている人は約5割
 - ・困っている主な内容：「途中で目が覚める」「朝早く目が覚める」「なかなか寝付けない」
- ③ 飲酒者の中で週7合以上飲酒する人の割合が大幅に増加
 - ・「平成25年は約2割」⇒「平成30年は約6割」
- ④ 「気分障害や不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人」の割合
 - ・年代別：40代、50代が高い。
 - ・居住別：「仮設住宅」「復興住宅」「自宅再建」高い。
- ⑤ 相談するところを知っている人の割合が東日本大震災後大幅に増加（対象者64歳以下）
 - ・平成14年、平成20年は約3割
 - ・平成25年、平成30年は約6割
- ⑥ 本気で自殺を考えたことがある人の割合は約1割
 - ・年代別：30代から50代が高い。
- ⑦ 自殺を考えたことがある人が目にした自殺予防の啓発物は「ポスター」「パンフレット」「広報かまいし」
- ⑧ 市が実施している自殺予防事業の認知度及び参加状況
 - ・認知度：「電話相談」約5割、「こころのセミナー」「個別相談」約4割
 - ・自殺を考えたことがある人の認知度：「電話相談」約8割
 - ・参加状況：どの事業も1%前後
- ⑨ 東日本大震災で身近な人を亡くした人の約2割に悲嘆
- ⑩ 東日本大震災によるトラウマの割合が通常より高い。通常は10%だが当市は14%

基本理念

生きることの包括的支援として自殺対策を推進します
～誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指して～

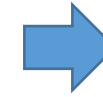
基本方針

- ① 生きることの包括的支援として推進
- ② 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ③ 対応のレベルと段階に応じた様々な施策を効果的に連動させる
- ④ 実践と啓発を両輪として推進
- ⑤ 庁内関係課、関係団体、地域等が連携、協働し自殺対策を推進

方向性

●これまでは6つの骨子

- ① 「一次予防」
- ② 「二次予防」
- ③ 「三次予防」
- ④ 「精神疾患へのアプローチ」
- ⑤ 「職域へのアプローチ」
- ⑥ 「ネットワークの構築」



※「高齢者への対策」と「生活困窮者への対策」は国の自殺総合対策推進センターから示されている「重点パッケージ」で推奨

●今後は9つの方向性

- ① 「一次予防」
- ② 「二次予防」
- ③ 「三次予防」
- ④ 「精神疾患へのアプローチ」
- ⑤ 「職域へのアプローチ」
- ⑥ 「地域におけるネットワークの強化」
- ⑦ 「高齢者への対策」
- ⑧ 「生活困窮者への対策」
- ⑨ 「東日本大震災後の影響への対策」

主な取組み

①一次予防(住民全体へのアプローチ)

- ・自殺予防週間や自殺対策月間に併せた普及啓発や相談窓口の周知
- ・庁内関係課の職員を対象にゲートキーパー養成講座開催
- ・庁内関係課による関係機関へのつなぎ
- ・「SOS の出し方教育」「いのちの教育」の充実

②二次予防(ハイリスク者へのアプローチ)

- ・産後うつスクリーニングによるハイリスク者への対応
- ・電話相談窓口開設 ・自殺未遂者への対応

③三次予防(自死遺族へのアプローチ)

- ・サロンや相談などによる自死遺族への支援

④精神疾患へのアプローチ

- ・障がい福祉計画と連動させ、統合失調症やうつ病などの精神疾患を抱える人へ対応

⑤職域へのアプローチ

- ・ワークライフバランスの普及と労働環境の整備

⑥地域におけるネットワークの強化

- ・庁内関係課連絡会や健康づくり推進協議会、釜石地域自殺予防対策ネットワーク会議などにより関係機関と連携

⑦高齢者への対策

- ・高齢者の社会参加の促進、生きがいづくり、通いの場づくり

⑧生活困窮者への対策

- ・消費生活センターや水道事業所、税務課などの関係部署と連携を図り対応

⑨東日本大震災後の影響への対策

- ・サロン、復興住宅住民交流会などによる社会参加促進、生きがいづくり